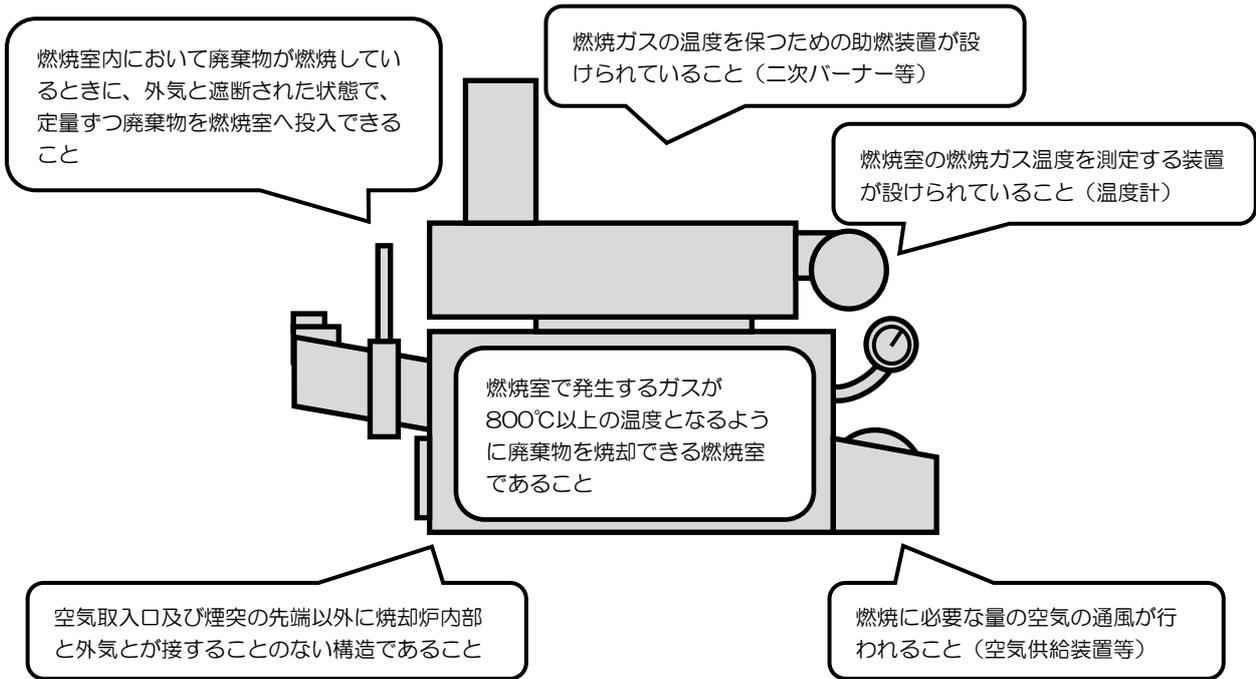


焼却設備の構造と焼却方法

廃棄物を焼却するには、環境省で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により、焼却する必要があります。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第2号イ）

①構造基準について

- ・焼却炉の規模は、下図の構造を満たしている必要があります。
- ・構造を満たしている場合であっても、規模によっては届出又は許可が必要になる場合があります。（③参照）



②焼却方法の基準について

- ・煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- ・煙突の先端から火炎又は黒煙が排出されないように焼却すること。
- ・煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

③届出等について

- ・焼却炉の規模に応じて、設置の届出や許可が必要になる場合があります。詳しくは西濃県事務所環境課（☎0584-73-1111）へお問い合わせください。

項目	届出	許可
火床面積又は火格子面積	0.5㎡以上 2.0㎡未満	2.0㎡以上
焼却能力	30kg/時間以上 200kg/時間未満	200kg/時間以上 ※廃プラスチック類の焼却の場合は100kg/日以上

④罰則について

- ・構造基準を満たさない焼却炉を使用して廃棄物の焼却を行った場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（法人にあっては3億円以下の罰金）又はその両方が課せられる場合があります。